

第 42 号議案

大田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 13 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区手数料条例の一部を改正する条例

大田区手数料条例（昭和 32 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

付 則

この条例は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

（提案理由）

工業標準化法の改正に伴い、文言を整理するため、条例を改正する必要がある
ので、この案を提出する。

第 43 号議案

大田区特別区税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 13 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区特別区税条例等の一部を改正する条例

(大田区特別区税条例の一部改正)

第 1 条 大田区特別区税条例（昭和 39 年条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

付則第 6 条第 1 項中「法附則第 30 条第 1 項」を「平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第 30 条第 1 項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第 2 項から第 4 項までを削り、同条第 5 項中「附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号」に、「平成 31 年度」を「令和元年度」に、「第 2 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3, 900 円	1, 000 円
	6, 900 円	1, 800 円
	1 万 800 円	2, 700 円
	3, 800 円	1, 000 円
	5, 000 円	1, 300 円

付則第 6 条第 5 項を同条第 2 項とし、同条第 6 項中「附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下

この項及び次項において同じ。) 」を加え、「平成 31 年度」を「令和元年度」に、「第 3 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3,900 円	2,000 円
	6,900 円	3,500 円
	1 万 800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

付則第 6 条第 6 項を同条第 3 項とし、同条第 7 項中「附則第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号」に、「平成 31 年度」を「令和元年度」に、「第 4 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3,900 円	3,000 円
	6,900 円	5,200 円
	1 万 800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

付則第 6 条第 7 項を同条第 4 項とする。

付則第 7 条第 1 項中「第 7 項」を「第 4 項」に改める。

(大田区特別区税条例の一部改正)

第 2 条 大田区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第 23 条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 第 1 項又は第 5 項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第 190 条の規定の適用を受けたものを有する者で区内に住所を有するものが、第 1 項の申告書を提出するときは、法第 317 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第 24 条の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第 3 号を同項第 4

号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第24条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第24条の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第25条第1項中「によつて」を「により」に、「第23条第7項」を「同条第8項」に、「においては」を「には」に改める。

第37条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第37条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によつて軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定に

かわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第 37 条の 2 を次のように改める。

(軽自動車税のみなす課税)

第37条の 2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を 3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第 444 条第 3 項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した 3 輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した 3 輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で 3 輪以上の軽自動車を取得した者が、当該 3 輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該 3 輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第 37 条の 2 の次に次の 7 条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税)

第37条の3 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第37条の4 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第37条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第37条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第37条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を区長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を区長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第37条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、区長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第37条の9 区長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第46条の2第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第38条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第39条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同項第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 1万800円

b 貨物用のもの

 営業用 年額 3,800円

 自家用 年額 5,000円

 (エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

 (ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

 (イ) その他のもの 年額 5,900円

第40条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第41条本文中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第42条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第43条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第37条第2項」を「第37条の2第1項」に改める。

第44条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第37条第2項」を「第37条の2第1項」に改める。

第45条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第37条の2」を「第37条の3」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「所有者」の次に「又は使用者」を加え、「第37条第3項ただし書若しくは第38条第1号」を「第37条第3項ただし書、第37条の3若しくは第38条第1号」に改め、同条第9項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第46条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「理由」を「事由」に改め、同条に次の1項を加え

る。

- 3 第1項の規定によつて種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。

第46条の2の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、区長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割の減免を受けている者について準用する。

付則第5条の2の次に次の6条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第5条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(付則第5条の8第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第37条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第5条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

- 2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項にお

いて準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 東京都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第5条の6の規定により読み替えられた第37条の7第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例)

第5条の5 当分の間、第37条の3の規定にかかわらず、東京都が法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして区長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 区長は、当分の間、第37条の9の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして区長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、東京都における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第5条の6 第37条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「区長」とあるのは、「東京都知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第5条の7 区は、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として東京都に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第5条の8 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第37条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第37条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同条中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第37条の5（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

付則第6条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1

項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」を「法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する」に、「法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する令和元年度分の軽自動車税」を「月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900 円	4,600 円
第2号ア(ウ) a	6,900 円	8,200 円
	1 万 800 円	1 万 2,900 円
第2号ア(ウ) b	3,800 円	4,500 円
	5,000 円	6,000 円

付則第6条第2項中「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度」を「令和2年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「令和元年度」を「令和3年度」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900 円	1,000 円
第2号ア(ウ) a	6,900 円	1,800 円
	1 万 800 円	2,700 円
第2号ア(ウ) b	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

付則第6条第3項中「3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を「法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度」を「令和2年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和

3年3月31日まで」に、「令和元年度」を「令和3年度」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900 円	2,000 円
第2号ア(ウ) a	6,900 円	3,500 円
	1 万 800 円	5,400 円
第2号ア(ウ) b	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

付則第6条第4項中「3輪以上の軽自動車」を「ガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度」を「令和2年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「令和元年度」を「令和3年度」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900 円	3,000 円
第2号ア(ウ) a	6,900 円	5,200 円
	1 万 800 円	8,100 円
第2号ア(ウ) b	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

付則第7条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項から第3項までの規定中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第4項を削る。

(大田区特別区税条例の一部改正)

第3条 大田区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

付則第6条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車

が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第7条第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(大田区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 大田区特別区税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第34号）の一部を次のように改正する。

付則第5条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第39条及び新条例」を「大田区特別区税条例第39条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第39条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第39条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	1万800円	7,200円
第39条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
付則第6条第1項	第39条	大田区特別区税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第34号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）付則第5条により読み替えて適用される第39条
付則第6条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例付則第5条により読み替えて適用される第39条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
付則第6条第1項の表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例付則第5条により読み替え

		て適用される第 39 条第 2 号ア(ウ) a
	6,900 円	5,500 円
	1 万 800 円	7,200 円
付則第 6 条第 1 項の表 第 2 号ア(ウ) b の項	第 2 号ア (ウ) b	平成 26 年改正条例付則 第 5 条により読み替えて 適用される第 39 条第 2 号ア(ウ) b
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 2 条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第 4 条及び付則第 5 条の規定
定 令和元年 10 月 1 日
- (2) 第 2 条中大田区特別区税条例第 23 条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に 1 項を加える改正規定並びに第 24 条の 2、第 24 条の 3 及び第 25 条第 1 項の改正規定並びに次条の規定 令和 2 年 1 月 1 日
- (3) 第 3 条中大田区特別区税条例第 10 条の改正規定及び付則第 3 条の規定
令和 3 年 1 月 1 日
- (4) 第 3 条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第 6 条の規定 令和 3 年 4 月 1 日

(区民税に関する経過措置)

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の大田区特別区税条例（次項及び第 3 項において「2 年新条例」という。）第 23 条第 6 項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和 2 年度以後の年度分の区民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの区民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前

の例による。

2 2年新条例第24条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき大田区特別区税条例第23条第1項に規定する給与について提出する2年新条例第24条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第24条の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第24条の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の大田区特別区税条例第10条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の区民税について適用し、令和2年度分までの区民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 第1条の規定による改正後の大田区特別区税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第1号に掲げる規定による改正後の大田区特別区税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以

後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第6条 付則第1条第4号に掲げる規定による改正後の大田区特別区税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法等の改正に伴い、軽自動車税の環境性能割を新設するほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 44 号議案

大田区田園調布せせらぎ館条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 13 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区田園調布せせらぎ館条例

(設置)

第 1 条 区民の地域活動及び文化活動を促進し、地域力の向上を図るとともに、公園内の区民の憩いの場として活用するため、大田区田園調布せせらぎ館（以下「せせらぎ館」という。）を大田区田園調布一丁目 53 番 12 号に設置する。

(施設)

第 2 条 せせらぎ館には、次に掲げる施設を設ける。

- (1) 多目的室
- (2) 集会室
- (3) 和室
- (4) 休憩スペース
- (5) その他必要な施設

(使用)

第 3 条 多目的室、集会室及び和室（以下「多目的室等」という。）又は付帯設備若しくは特殊器具を使用しようとする者は、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 管理上支障があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が使用を不相当と認めるとき。

3 区長は、特に必要と認めるときは、他に優先して多目的室等又は付帯設備若しくは特殊器具を使用し、又は使用させることができる。

(使用料等)

第4条 多目的室等の使用料は、別表のとおりとする。

2 付帯設備及び特殊器具の使用料は、1万円の範囲内において規則で定める。

3 特別に電気、ガス又は水道を使用するときは、区長が相当と認める実費を徴収する。

4 第1項及び第2項の使用料並びに前項の実費（以下「使用料等」という。）は、区が使用する場合は徴収しない。

5 使用料等は、使用承認の際に納付しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第5条 区長は、必要と認めるときは、規則で定めるところにより前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の不返還)

第6条 既に納めた使用料等は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(施設等の変更制限)

第7条 使用者は、せせらぎ館の施設、付帯設備又は特殊器具（以下「施設等」という。）に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用承認の取消し等)

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用の目的又は条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 災害その他の事情によりせせらぎ館の使用ができなくなったとき。
- (4) その他区長が必要と認めるとき。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第11条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、せせらぎ館の管理を行わせることができる。

(指定管理者の指定手続)

第13条 区長は、次の要件を満たす団体を選定し、議会の議決を経て、これを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 区民の公平かつ平等な使用が確保されること。
- (2) せせらぎ館の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
- (3) せせらぎ館の管理を安定して行う能力を有していること。

2 前項の規定による指定を受けようとする団体は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示する。指定を取り消し、又はせせらぎ館の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 施設等の使用に関する業務

(2) 施設等の維持管理に関する業務

(3) 施設等の利用促進に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、せせらぎ館の管理を行わなければならない。

2 指定管理者は、大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号）の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 第13条の規定による指定管理者の指定及びこれに伴う手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 区長又は指定管理者は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施

のために必要な準備行為をすることができる。

別表（第4条関係）

施設名	使用区分		
	午前	午後	夜間
第一多目的室A	3,000 円	5,400 円	5,400 円
第一多目的室B	3,000 円	5,400 円	5,400 円
第二多目的室	600 円	1,000 円	1,000 円
第一集会室	1,500 円	2,700 円	2,700 円
第二集会室	1,500 円	2,700 円	2,700 円
第三集会室	1,500 円	2,700 円	2,700 円
第四集会室	1,500 円	2,700 円	2,700 円
和室	900 円	1,600 円	1,600 円

備考

- （1） 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後10時までとし、それぞれの区分を1使用区分とする。
- （2） 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- （3） 2使用区分以上を使用する場合に限り、中間の時間（正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時まで）を使用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間の使用に係る使用料は、徴収しない。
- （4） 営利を目的とする物品の販売その他これに類する行為のため使用する場合は、この表に定める使用料の5割相当額（計算方法については、区長が別に定める。）をこの表に定める使用料のほかに徴収する。
- （5） 区外のもの（個人についてはその者が区内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者をいい、団体についてはその構成員の半数以上が区内に在住し、在勤し、又は在学する者である団体以外の団体をいう。）が使用するときは、この表に定める使用料の2割相当額（計算方法については、区長が別に定める。）をこの表に定める使用料のほかに徴収する。ただし、前号の規定によりこの表に定める使用料が割増しとなる場合は、この限り

でない。

(提案理由)

大田区田園調布せせらぎ館を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるため、
条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

第 45 号議案

大田区立田園調布富士見会館条例を廃止する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 13 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立田園調布富士見会館条例を廃止する条例
大田区立田園調布富士見会館条例（平成 3 年条例第 5 号）は、廃止する。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

大田区立田園調布富士見会館を廃止するため、条例を廃止する必要があるので、
この案を提出する。

第 46 号議案

大田区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 13 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例
大田区立高齢者在宅サービスセンター条例（昭和 62 年条例第 35 号）の一部を
次のように改正する。

別表第 1 大田区立田園調布高齢者在宅サービスセンターの項及び大田区立徳持
高齢者在宅サービスセンターの項を削る。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

田園調布高齢者在宅サービスセンター及び徳持高齢者在宅サービスセンターを
廃止するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 47 号議案

大田区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 13 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区介護保険条例の一部を改正する条例

大田区介護保険条例（平成 12 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 30 年度から平成 32 年度まで」を「令和元年度及び令和 2 年度」に、「2 万 8,800 円」を「2 万 3,400 円」に改める。

同条に次の 2 項を加える。

- 3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2 万 3,400 円」とあるのは、「3 万 7,800 円」と読み替えるものとする。
- 4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「2 万 3,400 円」とあるのは、「4 万 8,600 円」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料から適用し、平成 30 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

第1号被保険者のうち所得の低い第1段階から第3段階までの者について、令和元年度及び令和2年度の保険料の減額賦課を行うため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 48 号議案

大田区特別業務地区建築条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 13 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区特別業務地区建築条例の一部を改正する条例
大田区特別業務地区建築条例（平成 14 年条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「第 48 条第 15 項及び第 16 項」を「第 48 条第 15 項及び第 17 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要がある
ので、この案を提出する。

第 49 号議案

大田区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 13 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立公園条例の一部を改正する条例

大田区立公園条例（昭和 52 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条の 7 から第 21 条の 9 までの規定中「公園施設」を「公園」に改める。

第 21 条の 10 第 1 項中「有料公園等」を「公園」に改める。

第 21 条の 11 第 1 項中「公園施設」を「当該有料公園等」に改める。

第 21 条の 14 中「公園施設」を「公園」に改める。

別表第 3 イその他の施設の部集会室の項中

「

平和の森公園 1 室・1 回 1 時間以内		1,500 円
田園調布せせらぎ公園 1 室・1 回	午前	1,200 円
	午後	2,000 円

を

」

「

平和の森公園 1 室・1 回 1 時間以内	1,500 円
-----------------------------	---------

に改め、同

」

部多目的室の項中

「

田園調布せせらぎ公園 園集会使用	午前	2,500 円
---------------------	----	---------

1 室・1 回	午後	4,100 円
田園調布せせらぎ公園 展示使用 1 室・1 回	1 日	5,000 円
東糀谷防災公園 1 室・1 回	午前	3,000 円
	午後	3,000 円
	夜間	3,000 円

を

東糀谷防災公園 1 室・1 回	午前	3,000 円
	午後	3,000 円
	夜間	3,000 円

に改め、同

部駐車場の項中

多摩川六郷橋緑地駐車場 多摩川ガス橋緑地駐車場 多摩川緑地駐車場 自動車 1 台・1 日 土曜日、日曜日及び休日に限る。	500 円
上記以外の駐車場 自動車 1 台・30 分以内	300 円

を

自動車	多摩川六郷橋 緑地駐車場 多摩川ガス橋 緑地駐車場 多摩川緑地駐 車場 1 台・1 日 土曜日、日曜 日及び休日 に限る。	500 円
	上記以外の駐 車場 1 台・30 分以	300 円

に改める。

	内	
自動二輪車	1 台・1 日以内	400 円
原動機付自転車	1 台・1 日以内	200 円
自転車	1 台・1 日以内	200 円

」

別表第 3 イその他の施設の部付記第 2 号中「田園調布せせらぎ公園の集会室及び多目的室は午後 5 時まで、」を削り、同部付記中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、同部付記第 7 号中「、田園調布せせらぎ公園の集会室及び多目的室」を削り、同号を同部付記第 6 号とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定（駐車場に係る部分を除く。）は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

田園調布せせらぎ公園の集会室及び多目的室を廃止するとともに、公園施設に加え公園を指定管理者による管理の対象とするほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 50 号議案

大田区保育の必要性の認定等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 13 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区保育の必要性の認定等に関する条例の一部を改正する条例
大田区保育の必要性の認定等に関する条例（昭和 62 年条例第 11 号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「64 時間」を「48 時間」に改める。

第 4 条第 3 項第 1 号中「得た額。」を「得た額」に改め、同号ただし書を削り、
同項第 2 号中「得た額。」を「得た額」に改め、同号ただし書を削る。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

費用徴収金基準額表

保 育 標 準 時 間 徴 収 金 基 準	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層		徴収基準額（月額）		
	階層 区分	定義	0 歳の児童 の場合	1 歳の児童 又は 2 歳の 児童の場合	3 歳以上の 児童の場合
	A	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号) による被保護世帯又は里親世帯	0 円	0 円	0 円
	B	A 階層を除く区市町村民税非課税世帯	0 円	0 円	0 円
	C 1	A 階層を除く区市町村民税課税世帯	2, 000 円	2, 000 円	0 円
	C 2	区市町村民税のうち所得割課税額が 30, 000	3, 000 円	3, 000 円	0 円

		円未満である世帯			
	C 3	区市町村民税のうち所得割課税額が 30,000 円以上 50,000 円未満である世帯	4,000 円	4,000 円	0 円
	C 4	区市町村民税のうち所得割課税額が 50,000 円以上 60,000 円未満である世帯	5,700 円	5,400 円	0 円
	C 5	区市町村民税のうち所得割課税額が 60,000 円以上 70,000 円未満である世帯	8,700 円	8,300 円	0 円
	C 6	区市町村民税のうち所得割課税額が 70,000 円以上 80,000 円未満である世帯	11,800 円	11,300 円	0 円
	C 7	区市町村民税のうち所得割課税額が 80,000 円以上 90,000 円未満である世帯	15,100 円	14,400 円	0 円

	C 8	区市町村民 税のうち所 得割課税額 が 90,000 円 以 上 100,000 円 未満である 世帯	18,400 円	17,600 円	0 円
	C 9	区市町村民 税のうち所 得割課税額 が 100,000 円 以 上 114,000 円 未満である 世帯	20,600 円	19,700 円	0 円
	C 10	区市町村民 税のうち所 得割課税額 が 114,000 円 以 上 128,000 円 未満である 世帯	22,900 円	21,900 円	0 円
	C 11	区市町村民 税のうち所 得割課税額 が 128,000 円 以 上 142,000 円 未満である 世帯	25,400 円	24,300 円	0 円
	C 12	区市町村民 税のうち所 得割課税額 が 142,000 円 以 上 156,000 円 未満である 世帯	28,000 円	26,800 円	0 円
	C 13	区市町村民 税のうち所	30,100 円	28,800 円	0 円

		得割課税額 が 156,000 円 以 上 170,000 円 未満である 世帯			
	C 14	区市町村民 税のうち所 得割課税額 が 170,000 円 以 上 193,300 円 未満である 世帯	31,800 円	30,500 円	0 円
	C 15	区市町村民 税のうち所 得割課税額 が 193,300 円 以 上 216,600 円 未満である 世帯	34,400 円	33,000 円	0 円
	C 16	区市町村民 税のうち所 得割課税額 が 216,600 円 以 上 239,900 円 未満である 世帯	38,100 円	36,500 円	0 円
	C 17	区市町村民 税のうち所 得割課税額 が 239,900 円 以 上 263,200 円 未満である 世帯	40,600 円	38,800 円	0 円
	C 18	区市町村民 税のうち所 得割課税額 が 263,200	42,500 円	40,500 円	0 円

		円 以 上 286,500 円 未満である 世帯			
	C 19	区市町村民 税のうち所 得割課税額 が 286,500 円 以 上 310,000 円 未満である 世帯	44,600 円	42,800 円	0 円
	C 20	区市町村民 税のうち所 得割課税額 が 310,000 円 以 上 340,000 円 未満である 世帯	45,800 円	43,800 円	0 円
	C 21	区市町村民 税のうち所 得割課税額 が 340,000 円 以 上 370,000 円 未満である 世帯	47,500 円	45,500 円	0 円
	C 22	区市町村民 税のうち所 得割課税額 が 370,000 円 以 上 400,000 円 未満である 世帯	51,800 円	49,700 円	0 円
	C 23	区市町村民 税のうち所 得割課税額 が 400,000 円 以 上 450,000 円	57,700 円	55,700 円	0 円

		未満である世帯			
	C 24	区市町村民税のうち所得割課税額が 450,000 円 以 上 500,000 円 未満である世帯	63,200 円	61,200 円	0 円
	C 25	区市町村民税のうち所得割課税額が 500,000 円 以 上 550,000 円 未満である世帯	68,000 円	66,000 円	0 円
	C 26	区市町村民税のうち所得割課税額が 550,000 円 以 上 600,000 円 未満である世帯	71,300 円	69,300 円	0 円
	C 27	区市町村民税のうち所得割課税額が 600,000 円以上である世帯	71,800 円	69,800 円	0 円

別表備考第 4 号を次のように改める。

- (4) この表において「3 歳以上の児童」とは、4 歳に達する年度の前年度末日現在において 4 歳に達していない 3 歳の児童、5 歳に達する年度の前年度末日現在において 5 歳に達していない 4 歳の児童及び 6 歳に達する年度の前年度末日現在において 6 歳に達していない 5 歳の児童をいう。

別表備考第 5 号及び第 6 号を削り、同表備考中第 7 号を第 5 号とし、第 8 号を

第6号とし、同表第9号中「均等割の額をいい」を「均等割をいい」に、「「所得割」を「「所得割課税額」に、「所得割の額をいう」を「所得割をいう」に、同号ただし書中「所得割の額又は均等割の額から」を「所得割又は均等割から」に、「所得割の額又は均等割の額とする」を「所得割課税額又は均等割とする」に改め、同号を同表備考第7号とし、同表備考第10号中「所得割の額」を「所得割」に改め、同号を同表備考第8号とし、同表備考第11号中「所得割の額」を「所得割」に改め、同号を同表備考第9号とし、同表備考中第12号を第10号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い、保育料を改定するほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 51 号議案

包括外部監査契約の締結について

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 13 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

包括外部監査契約の締結について

下記のとおり包括外部監査契約を締結する。

記

1 契約の相手方

住所



氏名 大 古 場 雅

資格 公認会計士

2 契約期間

令和元年 7 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

3 契約金額

1,182 万 5,000 円を上限とする額

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後に一括払い

(提案理由)

包括外部監査契約を締結するに当たり、地方自治法第 252 条の 36 第 2 項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるので、この案を提出する。

第 52 号議案

根方橋構造改良工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 13 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

根方橋構造改良工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 根方橋構造改良工事
橋りょう上部工
橋りょう下部工
旧橋撤去工
護岸撤去・復旧工
仮設構台工
道路改良工
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 2 億 1,010 万円
- 4 契約の相手方 大田区上池台二丁目 20 番 2 号
株式会社佐々木組
代表取締役 小 林 光 一
- 5 工 期 契約有効の日から令和 2 年 11 月 30 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年
条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 53 号議案

仮称大田区新蒲田一丁目複合施設新築工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 13 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

仮称大田区新蒲田一丁目複合施設新築工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 仮称大田区新蒲田一丁目複合施設新築工事
鉄骨造 鉄筋コンクリート造
一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 2 階地上 4 階建
延床面積 5,543.63 平方メートル
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 35 億 2,000 万円
- 4 契約の相手方 大田区下丸子二丁目 20 番 1 号
北信・幸・鎗谷建設工事共同企業体
代表者 大田区下丸子二丁目 20 番 1 号
北信土建株式会社 東京支店
取締役副社長東京支店長 野 澤 利 正
構成員 大田区新蒲田一丁目 6 番 2 号
幸建設株式会社
代表取締役 中 本 晴 邦
構成員 大田区中央二丁目 17 番 1 号
株式会社鎗谷工務店
代表取締役 鎗 谷 清

5 工 期 契約有効の日から令和3年6月15日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）第2条の規定に基づき、この案を提出する。

第 54 号議案

仮称大田区新蒲田一丁目複合施設新築電気設備工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 13 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

仮称大田区新蒲田一丁目複合施設新築電気設備工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 仮称大田区新蒲田一丁目複合施設新築電気設備工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 5 億 4,120 万円
- 4 契約の相手方 大田区本羽田三丁目 1 番 9 号
永岡・城南・野口建設工事共同企業体
代表者 大田区本羽田三丁目 1 番 9 号
永岡電設株式会社
代表取締役 石 渡 光 男
構成員 大田区東矢口一丁目 12 番 22 号
株式会社城南サービス
代表取締役 磯 收 二
構成員 大田区山王二丁目 3 番 3 号－401
株式会社野口電気
代表取締役 鈴 木 茂 賛
- 5 工 期 契約有効の日から令和 3 年 6 月 15 日まで
(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年

条例第 5 号) 第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 55 号議案

仮称大田区新蒲田一丁目複合施設新築機械設備工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 13 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

仮称大田区新蒲田一丁目複合施設新築機械設備工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 仮称大田区新蒲田一丁目複合施設新築機械設備工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 5 億 5,000 万円
- 4 契約の相手方 大田区矢口一丁目 4 番 10 号

装芸・興伸建設工事共同企業体

代表者 大田区矢口一丁目 4 番 10 号

日本装芸株式会社

代表取締役 石 蔵 陽 一

構成員 大田区仲六郷三丁目 26 番 9 号

株式会社興伸商会

代表取締役 佐 藤 明 男

- 5 工 期 契約有効の日から令和 3 年 6 月 15 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年
条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 56 号議案

森ヶ崎公園改良工事その 4（多目的スポーツ広場）請負契約について
上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 13 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

森ヶ崎公園改良工事その 4（多目的スポーツ広場）請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 森ヶ崎公園改良工事その 4（多目的スポーツ広場）
舗装工
施設工
給水工
排水工
植栽工
電気設備工
撤去工
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 2 億 3,331 万円
- 4 契約の相手方 板橋区南常盤台一丁目 35 番 1 号
スポーツ施設株式会社
代表取締役 太 田 豊
- 5 工 期 契約有効の日から令和 2 年 3 月 10 日まで

（提案理由）

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年
条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。